

住宅建設に係る各種申請業務（HU302-0020-2）正誤表

ページ	訂正箇所	誤	正
19	下から10行目	⑤確認の特例（法第6条の <u>3</u> 令第10条）	⑤確認の特例（法第6条の <u>4</u> 令第10条）
	下から9行目	法第6条の <u>3</u> 第1項第一号又は～	法第6条の <u>4</u> 第1項第一号又は～
	下から5行目	～工事監理者に <u>よるって</u> 設計図書の	～工事監理者に <u>よって</u> 設計図書の
20	1行目	・法第6条の <u>3</u> 第1項	・法第6条の <u>4</u> 第1項
	表2-3を以下の表に差し替えてください。		
	表2-3 審査の特例		
	適用建物	法第6条の4第1項第三号	
		法第6条の4第1項第一号・二号	
	対象となる工事	建築士が設計した小住宅等 （法第6条第1項第四号該当）	
		型式認定を受けた建築物等 （法第68条の10、法68条11）	
	対象となる工事	建築（新築・増築・改築・移転）	
	建築物の種類 （法の6条の4）	建築（同左）・大規模の修繕/模様替	
		プレハブ住宅など （一戸建て、長屋、共同住宅で兼用住宅を含む）	
21	敷地関係規定	令10条三号	令10条四号
	敷地関係規定	防火・準防火地域以外の 一戸建住宅	左欄の一戸建住宅以外の 建築物
	敷地関係規定	○審査する	○審査する
	構造関係規定	×審査しない （構造計算及び令80条の2の指定部分以外は審査する）	
	設備関係規定	型式認定に適合をする部分を有する建築物は、認定を受けた部分については、その認定に係る規定の審査を省略し、適合認定を受けた仕様と合致していることを確かめる。形式適合認定を受けた浄化槽、エレベーターなどは、その認定に係る技術規定は審査を省略	
	設備関係規定	△一般的には審査しない （昇降機、浄化槽、シックハウスは審査）	△一般的には審査しない （昇降機、浄化槽は審査、火気使用室の換気設備、シックハウスは審査）
21	表2-5を以下の表に差し替えてください。		
	表2-5 構造計算適合性判定の対象となる建築物		
	木造	法20条	令36条の2
		高さ>13m （軒9m）	
	S造	階数（地階を除く）≥4	階数（地階を除く）≥3で、 高さ>13m（軒>9m）
	RC造 SRC造 RC+SRC造	高さ>20m	
	組積造、補強CB造		階数（地階を除く）≥4
	併用構造		木造、組積造、補強CB造、S造のうち2以上の構造を併用又はこれらのうち1以上の構造とRC（SRC）造を併用する場合は、次のいずれか 階数（地階を除く）≥4 高さ>13m（軒9m）
	※詳細は、H19国交告593号を参照すること		
47	図中⑥の囲み、 下から7行目	⑥ <u>全面</u> 道路からの後退距離	⑥ <u>前面</u> 道路からの後退距離